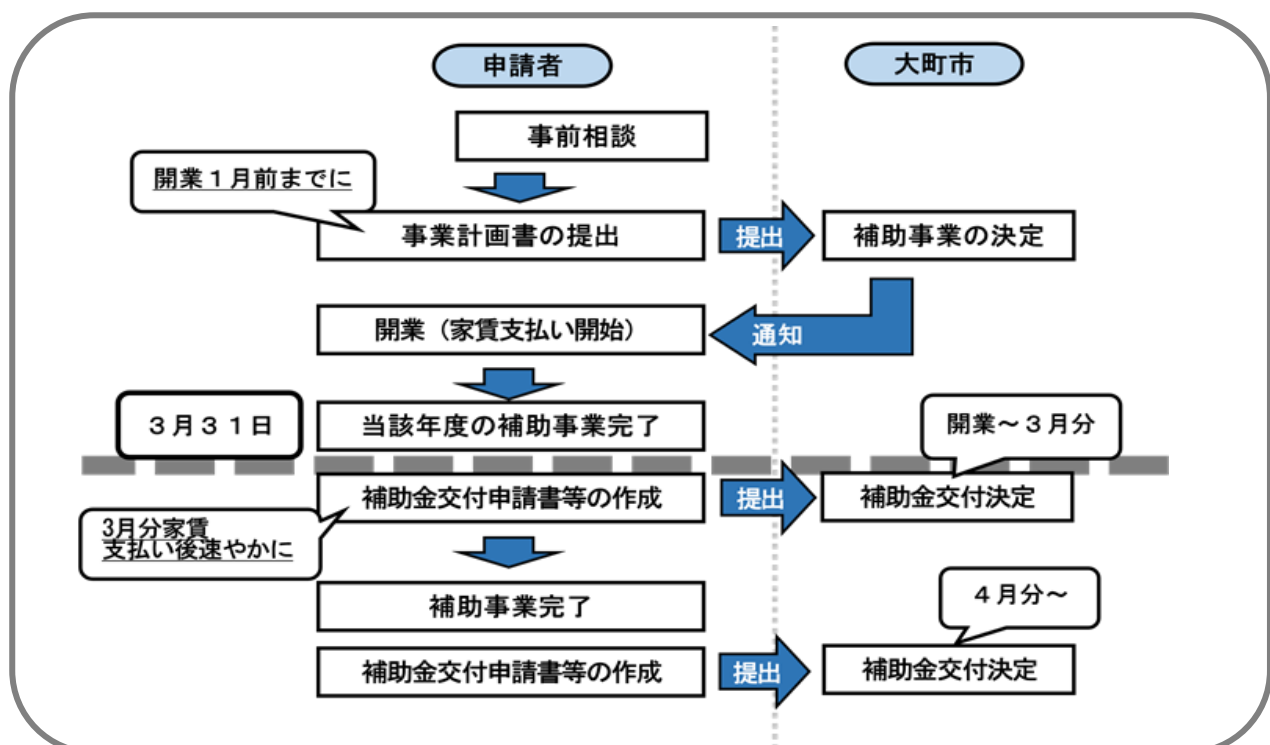


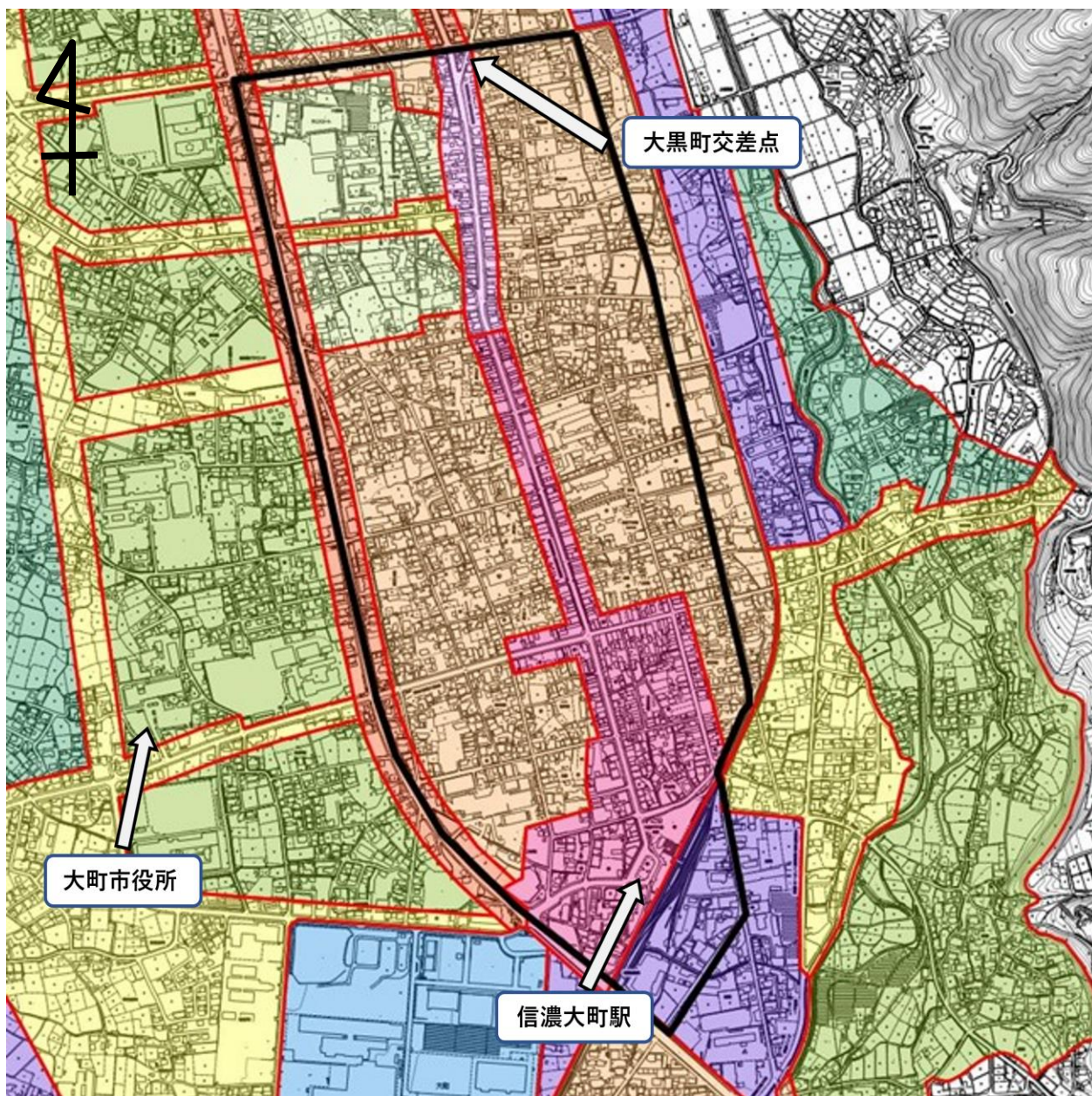
空き店舗活用事業（家賃補助）

目 的	中心市街地の空き店舗を賃借して開業しようとする方を支援し、商店街の活性化を図ることを目的としています。
要 件	<p>(1)中心市街地の空き店舗を商業用施設（風俗営業の用に供する施設は除く。または集客施設、事務所等（倉庫・ガレージ・住宅は除く。）として活用すること。</p> <p>(2)中心市街地に存在する建物であること。 <u>※都市計画法第8条に規定する商業地域及び近隣商業地域並びにこれらの地域に隣接する地域で市長が特に認めた場所に存在する建物であること。</u> (裏面参照)</p> <p>(3)過去に商店・事務所等に使用されていて、<u>90日以上利用されていない建物</u>であること。</p> <p>(4)<u>(1)の施設として3年以上継続して活用すること。</u></p>
補 助 額	<p>●商業用施設または集客施設として賃借する場合 家賃の2分の1以内 月10万円 × 12月を限度とする</p> <p>●事務所等として賃借する場合 家賃の3分の1以内 月10万円 × 12月を限度とする</p>
申請手続	<u>開業の1月前</u> までに補助事業計画書に、賃貸借契約書の写し・店舗の位置図（住宅地図等）・店舗内の平面図（見取り図）を添付して、提出してください。
報告と支払	補助金は、年度ごと一括支払となります。補助事業の決定を受けた期間満了後（年度ごと）、補助金交付申請書及び補助事業完了報告書（家賃領収書の写し添付）を提出してください。

●補助金交付手続きの流れ



空き店舗活用事業補助金対象エリア（黒枠内）



制度の詳細、様式のダウンロードはホームページをご覧ください。▶



◇問い合わせ先 大町市役所 地域振興部 まちづくり産業課 商業労政政係
電話 22-0420 (内線542)
E-mail machisan@city.omachi.nagano.jp